

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制
に関する法律第二条第一項第一号イ
に規定する物

〔平成一〇・一一・六〕
環・厚・通告一

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）を実施するため、特定廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成五年厚生省告示第二号）の全部を次のように改正する。
通商産業省

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書Iに掲げる物であつて、条約附属書IIIに掲げる有害な特性のいずれかを有するものは、別表第一に掲げる物のいずれにも該当しない物であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 別表第二に掲げる物
- 二 別表第三に掲げる物

別表第一

一	金属（金属化合物を含む。第十一号イ及び別表第二の一の項の第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であつて次に掲げるもの	
	一 次に掲げる金属のくず（金属状であつて飛散性を有しないものに限る。）	B一〇一〇
	イ 貴金属（金、銀又はプラチナ族（いずれかの合金であるものを含	

- む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）のくず
- ロ 鉄（合金であるものを含む。）のくず
- ハ 銅（合金であるものを含む。）のくず
- ニ ニッケル（合金であるものを含む。）のくず
- ホ アルミニウム（合金であるものを含む。）のくず
- ヘ 亜鉛（合金であるものを含む。）のくず
- ト すす（合金であるものを含む。）のくず
- チ タングステン（合金であるものを含む。）のくず
- リ モリブデン（合金であるものを含む。）のくず
- ヌ タantal（合金であるものを含む。）のくず
- ル マグネシウム（合金であるものを含む。）のくず
- ヲ コバルト（合金であるものを含む。）のくず
- ワ ビスマス（合金であるものを含む。）のくず
- カ チタン（合金であるものを含む。）のくず
- ヨ ジルコニウム（合金であるものを含む。）のくず
- タ マンガン（合金であるものを含む。）のくず
- レ ゲルマニウム（合金であるものを含む。）のくず
- ソ バナジウム（合金であるものを含む。）のくず
- ツ ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム（いずれかの合金であるものを含む。）のくず
- ネ トリウム（合金であるものを含む。）のくず
- ナ 希土類金属（合金であるものを

- 含む。）のくず
- 二 次に掲げる金属のくずであつて清浄なもの（薄板、板、角材、棒その他塊状のものであつて、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）
- イ アンチモン（合金であるものを含む。）のくず
- ロ ベリリウム（合金であるものを含む。）のくず
- ハ カドミウム（合金であるものを含む。）のくず
- ニ 鉛（合金であるものを含む。）のくず（別表第二の一の項の第十六号に掲げるものを除く。）
- ホ セレン（合金であるものを含む。）のくず
- ヘ テルル（合金であるものを含む。）のくず
- 三 耐火性金属（残滓であるものを含む。）のくず
- 四 発電に用いられる部品のくず（別表第三第四十一号ハに掲げる物（ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は又ポリ塩化テルフェニル（以下「PCT」という。）に係るものに限る。）に該当せず、かつ、潤滑油（別表第三第八号又は第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれれかに該当するものに限る。）を含まないものに限る。）
- 五 非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）
- 六 金属セレン又は金属テルルのくず（粉末状のものを含む。）
- 七 銅又は銅合金であつて飛散性のも（別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）
- 八 亜鉛を含む灰又は残滓（亜鉛合金の残滓を含む。）であつて飛散性のも

B一〇二〇

B一〇三〇

B一〇四〇

B一〇五〇

B一〇六〇

B一〇七〇

B一〇八〇

<p>の(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)</p> <p>九 電池(不良品であるものを除く。)</p> <p>のくず(別表第三第二十四号、第二十七号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十 金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であつて次に掲げるもの</p> <p>イ ハードジンクスベルター</p> <p>ロ 亜鉛を含むドロスであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 厚板の亜鉛めつきに伴いめつき槽の上部に生ずるドロス(亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。)</p> <p>(2) 厚板の亜鉛めつきに伴いめつき槽の下部に生ずるドロス(亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)</p> <p>(3) 亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス(亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。)</p> <p>(4) 厚板の溶融亜鉛めつきに伴い生ずるドロス(バッチ操作に伴い生ずるものであつて、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)</p> <p>(5) 亜鉛のスキミング</p> <p>ハ アルミニウムのスキミング(ソルトスラグを除く。)</p> <p>ニ 銅の精錬に伴い生ずるスラグであつて更に精錬するためのもの(別表第三第二十二号、第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)</p> <p>ホ 銅の製錬に用いられる耐火性のライニング(るつぽを含む。)</p>	<p>B 一〇九〇</p> <p>B 一一〇〇</p>
<p>へ 貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであつて更に精錬するためのもの</p> <p>ト タンタル又はその化合物を含むすずスラグ(すずの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。)</p> <p>十一 電気部品又は電子部品であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 金属のみから成る電子部品</p> <p>ロ プリント配線板その他の電気部品又は電子部品のくずであつて次に掲げるもの(第四号に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 別表第二の一の項の第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含まない物</p> <p>(2) 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しない物</p> <p>ハ プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであつて、直接再使用すること(修理又は改良を行うことにより再使用することを含む、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。)</p> <p>が予定されたもの</p> <p>十二 使用済みの触媒であつて次に掲げるもの(液状のものを除く。)</p> <p>イ 遷移金属の触媒であつて次のいずれかを含むもの(別表第二の一の項の第十四号に掲げる物を除く。)</p> <p>(1) スカンジウム</p> <p>(2) チタン</p> <p>(3) バナジウム</p> <p>(4) クロム</p> <p>(5) マンガン</p>	<p>B 一一一〇</p> <p>B 一一二〇</p>
<p>(6) 鉄</p> <p>(7) コバルト</p> <p>(8) ニッケル</p> <p>(9) 銅</p> <p>(10) 亜鉛</p> <p>(11) イットリウム</p> <p>(12) ジルコニウム</p> <p>(13) ニオブ</p> <p>(14) モリブデン</p> <p>(15) ハフニウム</p> <p>(16) タンタル</p> <p>(17) タングステン</p> <p>(18) レニウム</p> <p>ロ 希土類金属の触媒であつて次のいずれかを含むもの</p> <p>(1) ランタン</p> <p>(2) セリウム</p> <p>(3) プラセオジム</p> <p>(4) ネオジム</p> <p>(5) サマリウム</p> <p>(6) ユーロピウム</p> <p>(7) ガドリニウム</p> <p>(8) テルビウム</p> <p>(9) ジスプロシウム</p> <p>(10) ホルミウム</p> <p>(11) エルビウム</p> <p>(12) ツリウム</p> <p>(13) イッテルビウム</p> <p>(14) ルテチウム</p> <p>十三 貴金属を含む使用済みの触媒であつて清浄なもの</p> <p>十四 貴金属を含む固形状の残滓(別表第三第三十一号に掲げる物に該当しないものに限る。)</p> <p>十五 飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属(金、銀又はプラチナ族)のいずれかの合金であるものを(含む)に限り、水銀(合金であるものを含む)を除く。であつて、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの</p> <p>十六 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物</p>	<p>B 一一三〇</p> <p>B 一一四〇</p> <p>B 一一五〇</p> <p>B 一一六〇</p>

<p>のいずれにも該当しないものに限る。</p> <p>十七 写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰</p> <p>十八 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム</p> <p>十九 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙</p> <p>二十 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ</p> <p>二十一 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ(二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。)</p> <p>二十二 亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、鉄を二十重量パーセント以上含み、主として建設用に加工されたものに限る。)</p> <p>二十三 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール</p> <p>二十四 酸化銅のミルスケール</p>	<p>二</p> <p>無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの</p> <p>一 採掘作業に伴い生ずる物であつて次に掲げるもの(飛散性を有しないものに限る。)</p> <p>イ 天然黒鉛</p> <p>ロ 粘板岩(粗削りしてあるか否か又はのこぎりでひくことその他の方法により切断しているか否かを問わない。)</p> <p>ハ 雲母</p> <p>ニ 白榴石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト</p> <p>ホ 長石</p> <p>ヘ ぼたる石</p> <p>ト 固形状の珪素(鑄造操作で用いられるものを除く。)</p> <p>二 カレットその他のガラスのくず(ブラウン管その他これに類するガ</p>	<p>B二一七〇</p> <p>B二一八〇</p> <p>B二一九〇</p> <p>B二二〇〇</p> <p>B二二一〇</p> <p>B二二二〇</p> <p>B二二三〇</p> <p>B二二四〇</p> <p>B二〇一〇</p> <p>B二〇二〇</p>
<p>ラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。)</p> <p>三 セラミックのくずであつて次に掲げるもの(飛散性を有しないものに限る。)</p> <p>イ サーマットのくず</p> <p>ロ セラミックファイバー(他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)</p> <p>四 前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 排煙脱硫石膏(精製されたものに限る。)</p> <p>ロ 石膏ボード(工作物の除去に伴い生ずるものに限る。)</p> <p>ハ 銅の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、鉄を二十重量パーセント以上含み、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。)</p> <p>二 固形状の硫黄</p> <p>ホ カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰(水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。)</p> <p>ヘ 塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム</p> <p>ト 炭化珪素</p> <p>チ コンクリート</p> <p>リ リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず</p> <p>五 石炭火力発電所から生ずる飛灰であつて、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないもの</p> <p>六 飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭</p> <p>七 泥状のふっ化カルシウム</p> <p>八 化学工業の反応の過程から生ずる石膏(別表第二に掲げるものを除く。)</p>	<p>三</p> <p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの</p> <p>一 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれの混合物であつて、再生利用するために調製されたもの(次に掲げる物以外の物が附着し、又は混入しているものを除く。)</p> <p>イ 重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る。)のくずであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) エチレンの重合体のくず</p> <p>(2) スチレンの重合体のくず</p> <p>(3) ポリプロピレンのくず</p> <p>(4) ポリエチレンテレフタラートのくず</p> <p>(5) アクリロニトリルの重合体のくず</p> <p>(6) ブタジエンの重合体のくず</p>	<p>B二〇三〇</p> <p>B二〇四〇</p> <p>B二〇五〇</p> <p>B二〇六〇</p> <p>B二〇七〇</p> <p>B二〇八〇</p> <p>B二〇九〇</p> <p>B二一〇〇</p> <p>B二一一〇</p> <p>B二一二〇</p> <p>B二一三〇</p> <p>B二一四〇</p> <p>B二一五〇</p> <p>B二一六〇</p> <p>B二一七〇</p> <p>B二一八〇</p> <p>B二一九〇</p> <p>B二二〇〇</p> <p>B二二一〇</p> <p>B二二二〇</p> <p>B二二三〇</p> <p>B二二四〇</p> <p>B二二五〇</p> <p>B二二六〇</p> <p>B二二七〇</p> <p>B二二八〇</p> <p>B二二九〇</p> <p>B二三〇〇</p> <p>B二三一〇</p> <p>B二三二〇</p> <p>B二三三〇</p> <p>B二三四〇</p> <p>B二三五〇</p> <p>B二三六〇</p> <p>B二三七〇</p> <p>B二三八〇</p> <p>B二三九〇</p> <p>B三〇一〇</p>

- (7) ポリアセタールのくず
 (8) ポリアミドのくず
 (9) ポリブチレンテレフタラートのくず
 (10) ポリカーボネートのくず
 (11) ポリエーテルのくず
 (12) ポリ硫化フェニレンのくず
 (13) アクリルの重合体のくず
 (14) アルカン（炭素数が十から十三までのものであって可塑性であるものに限る。）の重合体のくず
 (15) ポリウレタンのくず（クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。）
 (16) ポリシロキサン（別名シリコン）のくず
 (17) ポリメチルメタクリラートのくず
 (18) ポリビニルアルコールのくず
 (19) ポリビニルブチラールのくず
 (20) ポリビニルアセタート（別名酢酸ビニル樹脂）のくず
 (21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
 ロ 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げるもの（硬化されたものに限る。）
 (1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
 (2) フェノールホルムアルデヒド樹脂（別名フェノール樹脂）のくず
 (3) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
 (4) エポキシ樹脂のくず
 (5) アルキド樹脂のくず
 (6) ポリアミドのくず
 ハ 製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないふつ素化重合体のくずであつ

- て次に掲げるもの
 (1) パーフルオロエチレンープロピレン（別名FEP）のみから成るくず
 (2) テトラフルオロエチレンーパーフルオロプロピルビニルエーテル（別名PFA）のみから成るくず
 (3) テトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル（別名MFA）のみから成るくず
 (4) ポリふつ化ビニル（別名PVF）のみから成るくず
 (5) ポリふつ化ビニリデン（別名PVDF）のみから成るくず
 ニ 紙、板紙又は紙製品であつて次に掲げるもの（別表第三に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。）
 イ さらにいない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙
 ロ 紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。）
 ハ 主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これに類する印刷物）
 ニ イからハまでに掲げる物以外の物（ラミネート板紙及び分別されていないものを含む）
 三 繊維のくずであつて次に掲げるもの
 イ 再生利用するために調製された絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）であつて次に掲げるもの（絹のくず以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）
 (1) カード及びコムをしていな

B三〇三〇

B三〇二〇

- い物
 (2) (1)に掲げる物以外の物
 ロ 羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含み、反毛した繊維を除く。）であつて次に掲げるもの
 (1) 羊毛又は織獣毛のノイル
 (2) 羊毛又は織獣毛のくず
 (3) 粗獣毛のくず
 ハ 綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）であつて次に掲げるもの
 (1) 糸くず
 (2) 反毛した繊維
 (3) (1)及び(2)に掲げる物以外の物
 ニ 亜麻のトウ又ははくず
 ホ 大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ又ははくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
 ヘ ジュートその他の紡織用韌皮纖維（亜麻、大麻及びラミーを除く。）のトウ又ははくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
 ト サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ又ははくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
 チ ココヤシのトウ、ノイル又ははくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
 リ アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）のトウ、ノイル又ははくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
 ヌ ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル又ははくず（糸くず及び反毛した繊維を含む、他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。）
 ル 人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）であつて次に掲げるもの
 (1) 合成繊維製の物
 (2) 再生繊維又は半合成繊維製の

<p>ラ 中古の衣類その他の中古の繊維製品</p> <p>ワ ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限る。)であつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 分別された物</p> <p>(2) (1)に掲げる物以外の物</p> <p>四 ゴムのくずであつて次に掲げるもの(ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。)</p> <p>(1) 硬質ゴム(例えば、エポナイ ト)のくず</p> <p>(2) (1)に掲げる物以外の物(他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)</p> <p>五 天然コルク又は木材のくずであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 木材のくず(丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。)</p> <p>ロ 破碎し、粒にし、又は粉碎したコルクのくず</p> <p>六 食品工業において生ずる物であつて次に掲げるもの(病毒をうつしやすい物質を含むものを除く。)</p> <p>イ ぶどう酒かす</p> <p>ロ 飼料用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であつて乾燥又は殺菌されたもの(ペレット状であるか否かを問わないものとす、他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)</p> <p>ハ デグラス(脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理に伴い生ずる残渣)</p> <p>ニ 骨又はホーンコアのくず(加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し、又は脱膠したもの</p>	<p>B三〇四〇</p> <p>B三〇五〇</p> <p>B三〇六〇</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

<p>四</p> <p>無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの</p>	<p>のに限り、特定の形状に切つたものを除く。)</p> <p>ホ 魚のくず</p> <p>ヘ カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>ト イからへまでに掲げる物以外の物</p> <p>七 次に掲げる物</p> <p>イ 人髪のかす</p> <p>ロ わらくず</p> <p>ハ ペニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であつて、飼料として用いられるもの(滅菌されたものに限る。)</p> <p>八 ゴムの切片又はくず</p> <p>九 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(泥状のものを除き、動物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤(以下「駆除剤」という。)を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十一 獣皮のくず(病毒をうつしやすき物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十二 食品着色料から成る物</p> <p>十三 過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル(別表第三第三十七号に掲げる物のいづれにも該当しないものに限る。)</p> <p>十四 空気タイヤ(条約附属書IV Aに掲げる処分作業が予定されたものを除く。)</p>	<p>B三〇七〇</p> <p>B三〇八〇</p> <p>B三〇九〇</p> <p>B三二〇〇</p> <p>B三二一〇</p> <p>B三二二〇</p> <p>B三二三〇</p> <p>B三二四〇</p>
-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいづれかが付着し、又は混入したことにより、別表第三に掲げる物のいづれかに該当することとなつた物を含まないものとする。</p> <p>2 下欄に掲げるものは、条約附属書IXの番号である。</p>	<p>一 主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ又は硬化ワニスから成る物であつて、駆除剤を含まないもの又は別表第三第十七号から第二十九号まで、第三十八号及び第三十九号に掲げる物のいづれにも該当しないもの</p> <p>二 樹脂、ラテックス、可塑性、糊又は接着剤(以下「樹脂等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であつて、別表第三に掲げる物のいづれにも該当しないもの(例えば、水性のもの又はカゼイン濃粉、糊精、纖維素エーテル若しくはポリビニルアルコールを基剤とする糊)</p> <p>三 使用済みのレンズ付きフィルム(別表第二の一の項の第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。)</p>	<p>B四〇一〇</p> <p>B四〇二〇</p> <p>B四〇三〇</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

別表第二

<p>一 金属又は金属を含む物であつて次に掲げるもの イ アンチモン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号イに掲げるものを除く。) ロ 砒素(合金であるものを含む。) ハ ベリリウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ロに掲げるものを除く。) ニ カドミウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ニに掲げるものを除く。) ホ 鉛(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ホに掲げるものを除く。) ヘ 水銀(合金であるものを含む。) ト セレン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ト及び同項第六号に掲げるものを除く。) チ テルル(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号へ及び同項第六号に掲げるものを除く。) リ タリウム(合金であるものを含む。)</p>	<p>二 次のいずれかを含む物(塊状の金属であるものを除く。) イ アンチモン又はアンチモン化合物 ロ ベリリウム又はベリリウム化合物 ハ カドミウム又はカドミウム化合物 ニ 鉛又は鉛化合物 ホ セレン又はセレン化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。) ヘ テルル又はテルル化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。)</p>	<p>一〇二〇 A 一〇二〇 A 一〇三〇</p>
<p>三 次のいずれかを含む物</p>	<p>イ 砒素又は砒素化合物 ロ 水銀又は水銀化合物 ハ タリウム又はタリウム化合物 四 次のいずれかを含む物 イ 金属カルボニル ロ 六価クロム化合物 五 めつき汚泥 六 金属の酸洗いに伴い生ずる液体 七 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出液滓又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥 八 別表第一に掲げられていない亜鉛の滓滓であつて、別表第三第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれかに該当するもの 九 絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰 十 銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は滓滓 十一 銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液 十二 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥(陽極スライムを除く。) 十三 溶解した銅を含む使用済みのエツチング溶液 十四 塩化第二銅又はシアン化銅触媒 十五 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するものに限り。) 十六 鉛蓄電池(破碎されているか否かを問わない。) 十七 分別されていない電池(別表第一の一の項の第九号に掲げる電池のみの混合物を除く。) 又は同号に掲げられていない電池であつて別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの</p>	<p>A 一〇四〇 A 二〇五〇 A 二〇六〇 A 二〇七〇 A 二〇八〇 A 二〇九〇 A 二一〇〇 A 二一一〇 A 二一二〇 A 二一三〇 A 二一四〇 A 二一五〇 A 二一六〇 A 二一七〇</p>
<p>三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 一 石油コークス又はピッチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物 二 当初に意図した使用に適しない鉱</p>	<p>二 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの 一 ブラウン管その他これに類するガラスのくず 二 液状又は泥状の無機ふっ素化合物(別表第一の二の項の第七号に掲げるものを除く。) 三 触媒(別表第一の一の項の第十二号及び第十三号並びに一の項の第十四号に掲げるものを除く。) 四 化学工業の反応の過程から生ずる石膏であつて、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの 五 石綿(粉じん又は繊維状のものに限る。) 六 石炭火力発電所から生ずる飛灰であつて、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの</p>	<p>A 二一八〇 A 三〇一〇 A 三〇二〇</p>

油	三 鉛アンチノック剤を含む物	A三〇三〇
	四 熱交換用媒体として使用された液体	A三〇四〇
	五 樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第二号に掲げるものを除く。)	A三〇五〇
	六 ニトロセルロース	A三〇六〇
	七 液状又は泥状のフェノール又はフエノール化合物(クロロフェノールを含む。)	A三〇七〇
	八 エーテル類(別表第一の三の項の第十三号に掲げるものを除く。)	A三〇八〇
	九 革のダスト、灰、汚泥又は粉塵(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A三〇九〇
	十 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A三二〇〇
	十一 獣皮のくず(病毒をうつしやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物に該当するものに限る。)	A三二一〇
	十二 シュレッダーダスト	A三二二〇
	十三 有機燐化合物	A三二三〇
	十四 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)	A三二四〇
	十五 ハロゲン化された有機溶剤	A三二五〇
	十六 有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓	A三二六〇
	十七 ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物(クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル、エピクロロヒドリン等)	A三二七〇
	十八 PCB、PCT、ポリ塩化ナフタレン(別名PCN)又はポリ臭化ビフェニル(以下「PBB」という。)若し	A三二八〇

四	くはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ppm以上含む物	A三一九〇
	十九 有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓(アスファルトセメントを除く。)	
	無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの	
	一 医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物(別表第一の三の項の第七号ハに掲げるものを除く。)	A四〇一〇
	二 医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物(医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。)	A四〇二〇
	三 駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(以下「植物用薬剤」という。)の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であつて、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかつたもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの	A四〇三〇
	四 木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤(以下「木材保存用薬剤」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	A四〇四〇
	五 次に掲げる物	A四〇五〇
	イ 無機シアン化合物を含む物(別表第一の一の項の第十四号に掲げるものを除く。)	
	ロ 有機シアン化合物を含む物	A四〇六〇
	六 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物	A四〇七〇
	七 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカ	

備考	一又はワニス(以下「インキ等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第一号に掲げるものを除く。)	A四〇八〇
	八 爆発性を有する物(別表第一に掲げる物及び火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の適用のあるものを除く。)	A四〇九〇
	九 酸性又は塩基性の液体(別表第一の二の項の第十二号に掲げるものを除く。)	A四一〇〇
	十 ばい煙処理施設から生ずる物(別表第一の二の項の第四号イに掲げるものを除く。)	A四一一〇
	十一 次のいずれかを含む物	A四一二〇
	イ ポリ塩化ジベンゾフラン類	A四一三〇
	ロ ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	A四一四〇
	十二 過酸化物を含む物	A四一五〇
	十三 包装又は容器(別表第三に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A四一六〇
	十四 化学薬品(不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されなかつたものに限る。)を含む物(別表第三に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	
	十五 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であつて、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	A四一七〇
	十六 使用済みの活性炭(別表第一の二の項の第六号に掲げるものを除く。)	A四一八〇
備考	1 この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。	
	2 下欄に掲げるものは、条約附属書Ⅷの番号である。	

別表第三

一 病院、診療所、老人保健施設、助産所又は獣医療法(平成四年法律第四十六号) 第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物

二 次に掲げる物

イ 医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物

三 廃医薬品

四 次に掲げる物

イ 駆除剤又は植物用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調剤に伴い生ずる物

五 次に掲げる物

イ 木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調剤に伴い生ずる物

六 次に掲げる物

イ 有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調剤に伴い生ずる物

七 当初に意図した使用に適しない鉱油

八 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物

九 精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残渣

十 次に掲げる物

イ インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行うインキ等の調剤に伴い生ずる物

ハ インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物

イ 樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行う樹脂等の調剤に伴い生ずる物

ハ 樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物

十二 次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であつて、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関

ロ 大学、短期大学及び高等専門学校並びにその附属試験研究機関

ハ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所

十三 爆発性を有する物(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)の適用のあるものを除く。)

十四 次に掲げる物

イ 感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品及び写真用の物品(以下「写真用化学薬品等」という。)の製造又は輸入に伴い生ずる物

ロ 販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調剤に伴い生ずる物

ハ 写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物

十五 金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物

十六 事業活動に伴い生ずる物について条約附属書IVに掲げる処分作業が行われることにより生ずる物

十七 金属カルボニルを含む物であつて次に掲げるもの

イ 鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げる金属カルボニル以外の金属カルボニルを含む物

十八 ベリリウム又はベリリウム化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ ベリリウム、塩化ベリリウム、酸化ベリリウム、硝酸ベリリウム、水酸化ベリリウム、ふつ化ベリリウム又は硫酸ベリリウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げるベリリウム化合物以外のベリリウム化合物を含む物

十九 六価クロム化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三酸化クロム、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物

ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、平成三年環境庁告示第四十六号(以下「土壌環境基準告示」という。)別表の環境上の条件(六価クロムに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号) 第六条の二に規定する要件(六価クロムに係るものに限る。)に該当する物

二 ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。)別表第三に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。)別表第一に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十 銅化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ アセト亜硫酸銅、N・N、ーエチレンビス(サリチリ

デンアミナト)銅(Ⅱ)、塩化第一銅、塩化第二銅、シアン化銅、シアン化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、砒酸銅又は硫酸銅を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 塩化第二銅ニアンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアン化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、チオシアン酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふっ化第二銅又はよう化第一銅を一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物
ニ 条約附属書ⅣのR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物(固形状のものに限る。)であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(銅に係るものに限る。)に適合しないもの

二十一 亜鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの
イ 亜ジチオン酸亜鉛、亜砒酸亜鉛、塩化亜鉛、シアン化亜鉛又は砒酸亜鉛を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪ふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、蓼酸亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアン酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物
二十二 砒素又は砒素化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 砒素、アセト亜砒酸銅、亜砒酸亜鉛、亜砒酸カルシウム、亜砒酸銀、亜砒酸ストロンチウム、亜砒酸第二鉄、亜砒酸銅、亜砒酸ナトリウム、亜砒酸鉛、アルキル砒素化合物、エチルジクロロアルシン、カコジル酸、カコジル酸ナトリウム、五酸化二砒素、五ふっ化砒素、三塩化砒素、三酸化砒素、三臭化砒素、酸性砒素マンガ、三ふっ化砒素、ジフェニルアミンクロロアルシン、ジフェニルクロロアルシン、バイナジン、砒酸、砒酸亜鉛、砒酸アンモニウム、砒酸カリウム、砒酸カル

シウム、砒酸水素二ナトリウム、砒酸石灰、砒酸第一鉄、砒酸第二水銀、砒酸第二鉄、砒酸銅、砒酸ナトリウム、砒酸鉛、砒酸マグネシウム、ふっ化砒酸石灰、ベンゼンアルソンサン、メタン亜砒酸カリウム、メタン亜砒酸ナトリウム、メタンアルソン酸カルシウム、メタンアルソン酸鉄、四硫化四砒素、硫化第一砒素又は硫化第二砒素を○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げる砒素化合物以外の砒素化合物を含む物
ハ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(砒素に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(砒素及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(砒素又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(砒素及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十三 セレン又はセレン化合物を含む物であつて次に掲げるもの
イ セレン、亜セレン酸ナトリウム、塩化セレンニル、塩化セレン、セレン酸、セレン酸ナトリウム、二酸化セレン、二硫化セレン又は硫セレン化カドミウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ 亜セレン酸、亜セレン酸バリウム又はセレン化鉄を一重量パーセント以上含む物
ハ イ及びロに掲げるセレン化合物以外のセレン化合物を含む物
ニ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(セレンに係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十四 カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であつて次に掲げるもの
イ カドミウム、塩化カドミウム、酢酸カドミウム、酸化カドミウム、シアン化カドミウム、臭化カドミウム、ジメチルカドミウム、硝酸カドミウム、水酸化カドミウム、ステアリン酸カドミウム、炭酸カドミウム、よう化カドミウム、ラウリン酸カドミウム、硫酸カドミウム、硫化カドミウム又は硫セレン化カドミウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げるカドミウム化合物以外のカドミウム化合物を含む物
ハ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(カドミウム又はその化合物に係るもの

のに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十五 アンチモン又はアンチモン化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ アンチモン酸ナトリウム、アンチモン酸鉛、五塩化アンチモン、五酸化アンチモン、五ふつ化アンチモン、三塩化アンチモン、三酸化アンチモン、酸性ピロアンチモン酸カリウム、三ふつ化アンチモン、酒石酸アンチモンニルカリウム、乳酸アンチモン又はメタアンチモン酸ナトリウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ アンチモンを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるアンチモン化合物以外のアンチモン化合物を含む物

二十六 テルル又はテルル化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ テルル、ジエチルテルル又はジメチルテルルを一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げるテルル化合物以外のテルル化合物を含む物

二十七 水銀又は水銀化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第一水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物

ニ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に適合しない物

二十八 タリウム又はタリウム化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 塩素酸タリウム、酢酸タリウム、酸化タリウム、臭化タリウム、硝酸タリウム、よう化タリウム又は硫酸タリウムを○・一重量パーセント以上含む物

ロ タリウムを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるタリウム化合物以外のタリウム化合物を含む物

二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアン化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステアリン酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜燐酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸

化鉛、砒酸鉛、ふつ化鉛、ほう酸鉛、ほうふつ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物

ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物

ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(鉛に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物

ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

三十 ふつ化カルシウムを除く無機ふつ素化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ 珪ふつ化水素酸、五ふつ化臭素、三ふつ化臭素、三ふつ化ほう素二水和物、二ふつ化カリウム、二ふつ化クロム、ふつ化アンモニウム、ふつ化カリウム、ふつ化クロム、ふつ化水素、ふつ化水素アンモニウム、ふつ化水素酸、ふつ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロ燐酸、ヘキサフルオロ燐酸又はほうふつ化水素酸を○・一重量パーセント以上含む物

ロ 珪ふつ化亜鉛、珪ふつ化アンモニウム、珪ふつ化カリウム、珪ふつ化ナトリウム、珪ふつ化バリウム、珪ふつ化マグネシウム、珪ふつ化マンガン、五ふつ化よう素、ふつ化水素カリウム、ふつ化水素ナトリウム、ふつ化第一すず、ふつ化バリウム、ほうふつ化アンモニウム、ほうふつ化カリウム、ほうふつ化ナトリウム、ほうふつ化マグネシウム又はほうふつ化リチウムを一

重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる無機ふつ素化合物以外の無機ふつ素化合物を含む物

三十一 無機シアン化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアン化ナトリウム、シアン化鉛又はシアン化ニッケルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルカリウム、シアン化白金バリウム又はシアン化バリウムを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる無機シアン化合物以外の無機シアン化合物を含む物

ニ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(シアンに係るものに限る。)に適合しない物の条件(シアンに係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(シアン化合物に係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(シアン化合物に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(シアン化合物に係るものに限る。)に適合しない物

三十二 水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物(固形状のものにあつては、重量比一対三になるように蒸留水を混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。)

三十三 石綿(粉じん又は繊維状のものに限る。)を含む

物

三十四 有機燐化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ アジンホス―エチル、アジンホス―メチル、アルキルアリアルジチオ燐酸亜鉛(炭素数が七から十六までのものに限る。)、アルキルジチオ燐酸亜鉛(炭素数が三から十四までのものに限る。)、EPN、イソキサチオン、イソチオエート、イソデシルジフェニルホスフェート、イソフェンホス、エジフェンホス、エチオン、エチルチオメトン、エトエートメチル、エトプロホス、塩化ジメチルチオホスホリル、エンドチオン、オキシジスルホトン、オキシジメトンメチル、オメトエート、カルボフェノチオン、キナルホス、クマホス、クルホメート、クレジルジフェニルホスフェート、クロトキシホス、クロルチオホス、クロルピリホス、クロルフェンホス、クロルメホス、サリチオン、ジアリホス、ジエチル||四―ニトロペンジルホスホナート、ジオキサチオン、ジクロトホス、ジクロフェンチオン、ジクロロボス、ジクロロメチルホスフィン、ジチオピロリン酸テトラエチル、ジフェニル―二・四・六―トリメチルベンゾイルホスフィン―オキシド、ジメチルヒドロホスファイト、ジメトエート、ジメトン―O―メチル、ジメトン―S―メチル、ジメホックス、シュラーダン、スルプロホス、ダイアジノン、チオナジン、チオメトン、デメファイオン、テメホス、テルブホス、トリ(―アジリジニル)ホスフィンオキサイド、トリ

アゾホス、トリアミホス、トリエチルホスフェート、トリキシリルホスフェート、トリクロルホソ、トリクロナート、トリス(―アジリジニル)ホスフィンサルファイド、トリス(四―メトキシ―三・五―ジメチルフェニル)ホスフィン、トリチオ燐酸S・S・S―トリブチルエステル、トリブチルホスフェート、ナレツド、パミドチオン、パラオキソン、パラチオン、ピラゾキソン、ピラゾホス、ピリミホスエチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェンカプトン、フェンスルホチオン、フェンチオン、フェントエート、プロトエート、プロパホス、ヘキサメチルホスホルトリアミド、ヘプテノホス、ホサロン、ホスファミドン、ホス

ホラン、ホスホン酸水素ジブチル、ホスホン酸水素ジメチル、ホスホン酸トリエチル、ホスホン酸トリメチル、ホスメット、ホノホス、ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩、ホルモチオン、ホレート、マラチオン、メカルバム、メタミドホス、メチダチオン、メチルトリチオン、メチルバラチオン、メナゾン、メピンホス、メホスホラン、モノクロトホス、四燐酸ヘキサエチル、燐酸―水素ジイソオクチル、燐酸トリアリル、燐酸トリエチル、燐酸トリス(イソプロピルフェニル)、燐酸トリス(二・二―ジブプロピル)又は燐酸トリトリルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ IBP、IPSP、アミドチオエート、亜燐酸トリエチル、亜燐酸トリメチル、ESP、エチル―二・四―ジクロルフェニルチオベンゼンホスホナート、エトリムホス、塩化ジエチルチオホスホリル、オクチルジフェニルホスフェート、クロルピリホスメチル、シアノホス、ジアルキルジチオ燐酸、ジエチル(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド、ジエチルパラジメチルアミノスルホニルチオホスフェート、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェート、ジエチル―四―メチルスルフェニルチオホスフェート、二・三―ジ(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサン、ジメチルベンホス、ジメチル―「二―(―メチルベンジルオキシカルボニル)―」―メチルエチレン」ホスフェート、ジメトン、ジメトン―O、DMCP、テトラエチルピロホスフェート、テミ

ピンホス、トリオクチルホスフェート、トリス(クロロエチル)ホスフェート、トリス(β―クロロプロピル)ホスフェート、トリスジクロロプロピルホスフェート、トリブチルホスフィン、トリブトキシエチルホスフェート、トリメチルホスフェート、ピアラホス、BEBP、ピペロホス、ピラクロホス、ピリダフェンチオン、フェニルホスホラスチオジクロライド、フェニルホスホン酸ジクロライド、ブタミホス、プロチオホス、プロフェノホス、プロペタンホス、プロモホスエチル、ホスチアゼート、メスルフェンホス、メチルシクロヘキシル―四―クロルフェニルチオホスフェ

ト又はレプトホスを一重量パーセント以上含む物
ハ イ及びロに掲げる有機燐化合物以外の有機燐化合物を含む物

ニ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(有機燐に係るものに限る。)に適合しない物
(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(有機燐化合物に係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(有機燐化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(有機燐化合物に係るものに限る。)に適合しない物
三十五 有機シアン化合物を含む物であつて次に掲げるもの

イ アイオキシニル、アクリロニトリル、アジポニトリル、アセトンシアノヒドリン、ニ・ニ・アゾビス〔ニ(ヒドロキシメチル)プロピオニトリル、ニ・ニ・アゾビス(ニ・メチルブチロニトリル)、ニ・アミノニ・五(ニ・クロロニトリロフエニルアゾ)〕—四—メチル—三—チオフェンカルボニトリル、イソシアン酸シクロヘキシル、イソシアン酸メチル、イソホロンジイソシアナート、エチレンシアノヒドリン、三—クロロ—四—メチルフェニルイソシアナート、シアナジン、 α —シアノ—三—フェノキシベンジルビス(トリフルオロメチル)メチル—三—(三・四—イソプロピリデン)ブテン—一・四—ジカルボキシナート、シアニ化プロモベンジル、シアニ化ベンジル、ジクロロフェニルイソシアナート、ニ・六—ジクロロベンゾニトリル、四—(二・六—ジシアノ—四—ニトロフェニルアゾ)—三—メチル—N・N—ジエチルアニリン、ジフェニルメタン—四・四—ジイソシアナート、シペ

ルメトリン、三・三—ジメチル—四—ビフェニレンジイソシアナート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート、トリレンジイソシアナート、四—ニトロ安息香酸〔四—(二・ニ—ジシアノビニル)フェニル〕、四—(四—ニトロフェニルアゾ)—N—(ニ—シアノエチル)—N—(ニ—アセトキシエチル)アニリン、三—ニトロベンゾニトリル、フェニルイソシアナート、フェンプロパトリン、*o*—フタロジニトリル、プロピオニトリル、プロモキシニル、ベンゾニトリル、マロニトリル、メタクリロニトリル又はラクトニトリルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ アセトニトリル、アゾジイソブチロニトリル、ニ・ニ—アゾジ(ニ・四—ジメチルバレロニトリル)、ニ・ニ—アゾジ(ニ・四—ジメチル—四—メトキシバレロニトリル)、一・一—アゾジ(ヘキサヒドロベンゾニトリル)、イソシアン酸イソブチル、イソシアン酸イソプロピル、イソシアン酸エチル、イソシアン酸ブチル、イソシアン酸—tert—ブチル、イソシアン酸プロピル、イソチオシアン酸メチル、イソブチロニトリル、シアノ酢酸エチル、CYP、シハロトリン、シフェノトリン、シフルトリン、ニ・三—ジブROMプロピオニトリル、ニ—ジメチルアミノアセトニトリル、TCH、テレフタロニトリル、トラロメトリン、トリフルオロメチルフェニルイソシアナート、三—(N—ニトロソメチルアミノ)プロピオニトリル、フェンバレレート、ブチロニトリル、フルバリネート、ヘキサメチレンジイソシアナート、メトキシメチルイソシアナート又はモノクロロ酢酸—ニ—シアノエチルアミドを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機シアン化合物以外の有機シアン化合物を含む物
三十六 フェノール又はフェノール化合物を含む物であつて次に掲げるもの
イ ニ—アミノアントラキノン、七—アミノ—四—ヒドロキシ—ニ—ナフタレンスルホン酸、アルキルサリチル酸カルシウム(炭素数が十三以上のものに限る。)、アルキルサリチル酸マグネシウム(炭素数が十一以上

のものに限る。)、安息香酸ナトリウム、*o*—エチルフェノール、オクチル—三—〔五—tert—ブチル—三—(ニ・H—ベンゾトリアゾール)—ニ—イル〕—四—ヒドロキシフェニル〕プロピオナート、カルボリツクオイル、キシレノール、八—キノリノール、クレゾール、クロロフェノール、コールドール、サリチル酸イソアミル、サリチル酸メチル、三—(N—シクロヘキシルアミノ)フェノール、ジクロロフェノール、ニ・四—ジクロロ—三—メチルフェノール、ジニトロ—*o*—クレゾール、ジニトロフェノール、ジノセブ、ジノセブアセタート、ジノテルブ、ジノテルブアセタート、一・四—ジヒドロ—九・十一—ジヒドロキシアントラセン、ニ—(チオシアナトメチルチオ)ベンゾチアゾール、ドデシルフェノール、トリクロロフェノール、ニトロクレゾール、ニトロフェノール、ニルフェノール、ニルフェノールポリエトキシラート(エトキシ基の数が四から十二までのものに限る。)、ピクリン酸、ピナクリル、フェノール、四—フェノキシフェノール、p—tert—ブチルフェノール、ニ—フランカルボニル—クロリド、ヘブチル—一—〔ニ・五—ジメチル—四—(ニ—メチルフェニルアゾ)〕フェニルアゾ—ニ—ナフトール、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノールナトリウム塩、ポリオレフィンフェノールアミン(炭素数が二十八から二百五十までのものに限る。)、メジノテルブ又は硫化アルキルフェノールカルシウム塩(炭素数が八から四十までのものに限る。を○・一重量パーセント以上含む物

ロ アゾイック染料、ニ—アミノ—四—クロロフェノール、アミノフェノール、クロロクレゾール、ジアゾジニトロフェノール、CPMC、ジニトロ—*o*—クレゾールアンモニウム塩、ジニトロ—*o*—クレゾールナトリウム塩、ニ・四—ジニトロ—*o*—シクロヘキシルフェノール、ジニトロフェノールのアルカリ金属塩類、ニ・四—ジニトロ—六—(ニ—メチルプロピル)—フェノール、ジニトロレゾルシノール、DNCP、ニ・四・六—トリ(ジメチルアミノメチル)フェノール、

トリニトロ m -クレゾール、トリニトロソルシノール、 β -ナフトール、ピクリン酸アンモニウム、ヒドロキノン、 p -フェノールスルホン酸又はレゾルシノールを一重量パーセント以上含む物
ハ、イ及びロに掲げるフェノール化合物以外のフェノール化合物を含む物

三十七 エーテルを含む物であつて次に掲げるもの

イ。オニシジン、二―(二―アミノエトキシ)エタノール、二―「六―「四―「四―「六―アミノ―五―(二―カルボキシ―ニトロフェニルアゾ)―」―ヒドロキシ―三―スルホ―二―ナフチルアゾ」―三―メトキシフェニル」―二―メトキシフェニルアゾ」―二―アニリノ―五―ヒドロキシ―七―スルホ―」―ナフチルアゾ」―一―「四―ベンゼンジスルホン酸」四ナトリウム塩、三―「六―「四―「四―「六―アミノ―五―(二―カルボキシ―ニトロフェニルアゾ)―」―ヒドロキシ―三―スルホ―二―ナフチルアゾ」―三―メトキシフェニル」―二―メトキシフェニルアゾ」―四―ヒドロキシ―五―(p -メチルフェニルスルホニルアミノ)―二―七―ナフタレンジスルホン酸」三ナトリウム塩、二―アミノ―四―六―ジメトキシピリミジン、(六R・七R)―七―「(Z)―二―(二―アミノチアゾール―四―イル)―二―メトキシイミノアセトアミド」―三―「(五―メチル―二H―テトラゾール―二―イル)メチル」―八―オキソ―五―チア―」―アザピシクロ「四・二・〇」オクタ―二―エン―二―カルボン酸」ビバロイルオキシメチル、五―アミノ―三―(二―フェノキシエトキシ)―一H―ピラゾール、五―アミノ―二―メトキシ―四―ジメチル―三―オキソペンタンアニリド」硫酸塩、 α ―「二―「アリルオキシ」メチル」―二―(ノニルフェノキシ)エチル」― ω ―ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(重合度が一から百までのものに限る。)、アリルグリシジルエーテル、アルカリルポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る。)、アルキルアリアルポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る。)、長鎖ア

ルキルアリアルポリエーテル(炭素数が十一から二十までのものに限る。)、エチレングリコールイソプロピルエーテル、エチレングリコールフェニルエーテル、エチレングリコールメチルブチルエーテル、エチレングリコールモノアクリレート、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノプロピルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、四―(二―エトキシエチル)―二―三―キシリル」二―ジメトキシエチル」エーテル、N―「一―(エトキシカルボニル)―三―オキソ―三―フェニルプロピル」アラニン、三―エトキシプロピオン酸エチル、二―三―エポキシ―一―プロパノール、 α ―二―三―エポキシプロポキシフェニル」 ω ―ヒドロポリ(二―(二―三―エポキシプロポキシ)ベンジリデン―二―三―エポキシプロポキシフェニレン)(重合度が一から七までのものに限る。)、四―(二―三―エポキシプロポキシ)―二―メチル―一―二―ヒドロイソキノリン―一―オン、エンドタールナトリウム、カルボフラン、二―二―p―キシリレン―ビスオキシ(エチレン」p―クロロフェニル」エーテル)、クマフリル、p―クレシジン、p―(二―クロロエチル)アニソール、四―クロロベンジル―四―エトキシフェニルエーテル、m―クロロメチルアニソール、酢酸」二―三―エポキシプロピル、酢酸」二―(二・三―エポキシプロピル)―六―メトキシフェニル、サフロール、一―二―酸化ブテン、酸化プロピレン、ジアニシジン、四・四―ジアミノジフェニルエーテル、ジイソブチルスズオキサイド、ジイソプロピルエーテル、ジエチルエーテル、ジエチレングリコールジブチルエーテル、ジエチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノプロピルエーテル、ジエチレングリコール

ノヘキシルエーテル、ジエチレングリコールモノメチルエーテル、ジエチレングリコールモノメチルエーテルアセタート、ジエポキシブタン、ジオキサカルブ、一・四―ジオキササン、ジ(クロロイソプロピル)エーテル、ジ(クロロエチル)エーテル、一・二―ジクロロ―一―エトキシエタン、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルエーテル、一・三―ジクロロ―二―メトキシ―五―ニトロベンゼン、ジナトリウム」六―(四―アミノ―二・五―ジメトキシフェニルアゾ)―三―「四―(四―アミノ―二―スルホナトフェニルアゾ)―二・五―ジメトキシフェニルアゾ」―四―ヒドロキシ―二―ナフタレンスルホナート、ジフェニルエーテル、ジプロピレングリコールモノブチルエーテル、ジプロピレングリコールモノメチルエーテル、ジペンチルエーテル、脂肪酸アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十五までのものであつて、エトキシ基の数が一から十一までのものに限る。)、脂肪酸アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十五までのものであつて、重合度が二十以上のものに限る。)、脂肪酸アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十三から十五までのものに限る。)、脂肪酸アルコールポリエトキシラート(セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、エトキシ基の数が三から十二までのものに限る。)、三・四―ジメトキシベンゾイル」クロリド、スチレンオキサイド、石油エーテル、テトラヒドロフラン、テレフタル酸ビス(二・三―エポキシプロピル)、ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩、ドラゾキソロン、トリエチレングリコールモノエチルエーテル、トリエチレングリコールモノメチルエーテル、一・三・五―トリオキササン、二・四・六―トリリス(クロロメチル)―一・三・五―トリオキササン、三・三・三―トリフルオロ―一・二―エポキシプロパン、トリプロピレングリコールモノメチルエーテル、トリメチロールプロパンポリエトキシラート、五―「N・N―ビス(二―アセトキシエチル)ア

ミノ)―二―(二―ブromo―四・六―ジニトロフェニルアゾ)―四―メトキシアセトアニリド五―「n・n―ビス(二―(イソブトキシカルボニルオキシ)エチル)アミノ)―四―メトキシ―二―(五―ニトロ―二―チアゾリルアゾ)アセトアニリド、一・六―ビス(二―三―エポキシプロポキシ)ナフタレン、四・四―ビス(二・三―エポキシプロポキシ)ビフェニル、一・一―ビス「p―(二・三―エポキシプロポキシ)フェニル」エタン、一・一―ビス「p―(三―クロロ―二―ヒドロキシプロポキシ)フェニル」エタン、ビス(クロロメチル)エーテル、四・六―ビス(ジフルオロメトキシ)―二―メチルチオピリミジン、ビス(トリブチルスズ)オキシド、ビス(ビニルスルホニルメチル)エーテル、ビスフェノールAジグリシジルエーテル、ビスフェノールFジグリシジルエーテル、一―ヒドロキシ―N―(二―ヒドロキシプロピル)―四―「二―(四―ニトロフェノキシ)エトキシ」―二―ナフトアミド、二―ヒドロキシ―四―(メチルチオ)酪酸、ビニルイソブチルエーテル、ビニルエチルエーテル、フェニルグリシジルエーテル、三―フェニル―七―「四―(テトラヒドロフルフリルオキシ)フェニル」―一・五―ジオキサ―s―インダセン―二・六―ジオン、(RS)―一―(四―フェノキシフェノキシ)―二―プロパノール、フタル酸―二―ヒドロキシエトキシエチル、ブチルグリシジルエーテル、二―tert―ブチル―六―ニトロ―五―「p―(一・一・三・三―テトラメチルブチル)フェノキシ」ベンゾオキサゾール、ブチルヒドロキシアニソール、tert―ブチル||p||ビニルフェニル||エーテル、γ―ブチロラクトン、ブトキシル、ブルシン、フルフラール、フルフリルアルコール、β―プロピオラクトン、プロピオン酸||二・三―エポキシプロピル、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート、プロポキスル、一―ブromo―四―(二・二―ジメトキシエトキシ)―二・三―ジメチルベンゼン、ベンジルエーテル、ポリアルキレンオキシ

ドポリオール、ポリアルキレングルコールモノアルキルエーテル(炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限り)、ポリアルキレングルコールモノアルキルエーテルアセタート(炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限り)、ポリエチレングリコールモノアルキルエーテル、メチルクロロメチルエーテル、メチルtert―ブチルエーテル、一―メチル―二―モルホリノエチル||二―モルホリノエチル||二―モルホリノエチル||二―メトキシ―二・二・四―トリメチルジフェニルアミン、一―(四―メトキシフェノキシ)―二―(二―メチルフェノキシ)エタン、モルホリン、レゾルシノールジグリシジルエーテル又はロテノン○・一重量パーセント以上含む物

ロアセタール、アニソール、N―アミノプロピルモルホリン、アリルエチルエーテル、エチルプロピルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、エチレングリコールジグリシジルエーテル、エチレングリコールジメチルエーテル、二―エトキシプロピルアミン、一・二―エポキシ―三―エトキシプロパン、クロロエチルビニルエーテル、クロロメチルエチルエーテル、ジアリルエーテル、ジエチレングリコールジメチルエーテル、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジ―二―エトキシエチルパーオキシジカボネート、三・三―ジエトキシプロパン、ジエトキシメタン、一・三―ジオキササン、ジオキサラン、二・三―ジヒドロピラン、ジフェニルサルファイド、ジブチルエーテル、ジプロピルエーテル、ジメチルジエトキシシラン、ジメチルジオキササン、ジ―メトキシイソプロピルパーオキシジカボネート、一・一―ジメトキシエタン、ジ―メトキシブチルパーオキシジカボネート、二・二―ジメトキシプロパン、テトラヒドロフルフリルアミン、トリグリコールジクロライド、トリニトロアニソール、トリニトロフェネトール、ニトロアニソール、ネオペンチルグリコールジグリシジルエーテル、フェネチジン、フェネトール、フェノキシエチルアクリレ

一ト、ブチルエチルエーテル、ブチルメチルエーテル、フラン、フルフリルアミン、フルフリルメルカプタン、二―ブromoエチルエチルエーテル、ベンフラカルブ、メタクリル酸テトラヒドロフルフリル、メチラール、メチルテトラヒドロフラン、二―メチルフラン、メチルプロピルエーテル、三―メチル―三―メトキシブタノール、N―メチルモルホリン又は四―メトキシ―四―メチルペンタン―二―オンを二重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるエーテル以外のエーテルを含む物

三十八 ハロゲン化された有機溶剤を含む物であつて次に掲げるもの

イ クロロプロパン、クロロプロペン、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロパン、ジクロロプロペン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、ジブromoエタン、テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、テトラブromoエタン、テトラブromoメタン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トリクロロトリフルオロエタン、一・二・三―トリクロロプロパン、一・二・四―トリクロロベンゼン又はペンタクロロエタンを○・一重量パーセント以上含む物

ロ 一・一―ジクロロ―二―ニトロエタン、一・四―ジクロロブタン、ジクロロペンタン又はブromoホルムを○・一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外のハロゲン化された有機溶剤を含む物

ニ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、一・三―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、シス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン又はトリクロ

ロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物
 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(四塩化炭素、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・三—ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス—一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一—一・二—トリクロロエタン、一・一—二—トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に該当する物

ホ
 ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(四塩化炭素、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・三—ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス—一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一—一・二—トリクロロエタン、一・一—二—トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準(四塩化炭素、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・三—ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス—一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一—一・二—トリクロロエタン、一・一—二—トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物

三十九 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)を含む物であつて次に掲げるもの

イ アクロレイン、アジピン酸ジイソノニル、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセト酢酸メチル、アセトフェノン、アセトン、アニリン、アリルアルコール、アルキルベンゼン、安息香酸ベンジル、安息香酸メチル、イソアミルアルコール、イソオクタノール、イソオクタン、イソノニルアルコール、イソブタノール、イソブチルアミン、イソブチルメチルケトン、イソプロピルアミン、イソプロピルアルコール、イソブ

ロピルシクロヘキサノール、イソプロピルトルエン、イソプロピルメチルケトン、イソペンタン、イソペンテン、イソ酪酸、エタノールアミン、エチルアニリン、エチルアミン、エチルシクロヘキサノール、N—エチルシクロヘキシルアミン、二—エチルブタノール、N—エチルブチルアミン、エチルブチルケトン、二—エチル—三—プロピルアクロレイン、エチルプロピルケトン、二—エチルヘキサノール、二—エチルヘキシルアミン、エチルペンチルケトン、エチルメチルケトン、エチレングリコール、エチレングリコールジアセタート、エチレンジアミン、オクタノール、オクタン、オクテン、ギ酸、ギ酸イソブチル、ギ酸ブチル、ギ酸メチル、キノリン、グリオキサール、クロトンアルデヒド、コハク酸ジメチル、酢酸、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸二—エチルブチル、酢酸オクチル、酢酸シクロヘキシル、酢酸デシル、酢酸ニル、酢酸ビニル、酢酸二—フェニルエチル、酢酸ブチル、酢酸—sec—ブチル、酢酸プロピル、酢酸ヘキシル、酢酸—sec—ヘキシル、酢酸ヘブチル、酢酸ベンジル、酢酸ペンチル、酢酸—sec—ペンチル、酢酸メチル、酢酸メチルペンチル、酸化メシチル、ジイソブチルアミン、ジイソブチルケトン、ジイソプロパノールアミン、ジイソプロピルアミン、N・N—ジエチルアニリン、ジエチルアミノエタノール、ジエチルアミン、ジエチレントリアミン、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、シクロヘキサノール、シクロヘキシルアミン、シクロヘブタン、シクロペンタン、シクロペンテン、ジシクロヘキシルアミン、ジブチルアミン、ジプロピルアミン、ジペンテン、N・N—ジメチルアセトアミド、N・N—ジメチルアニリン、ジメチルアミノアゾベンゼン、二—ジメチルアミノエタノール、二・六—ジメチル—四—ヘブタノール、N・N—ジメチルホルムアミド、シユウ酸、ジエチル、シヨウ脳油、スチレン、ステアリン酸ブチル、スルホラン、石油ナフサ、石油ベンジン、セバシン酸ジメチル、ソルベントナフサ、炭酸ジエチル、炭酸ジ

メチル、デカノール、デセン、テトラエチレンペンタミン、テトラヒドロナフタレン、テレピン、ドデカノール、一—ドデシルアミン、トリエタノールアミン、トリエチルアミン、トリエチレンテトラミン、トリブチルアミン、トリプロピルアミン、トルイジン、ナフトレン、ニトロエタン、ニトロキシレン、o—ニトロメタン、ニトロプロパン、ニトロベンゼン、ニトロノール、ノナン、ノネン、パラアルデヒド、パルミチン酸メチル、バレアルデヒド、ピコリン、四—ヒドロキシ—四—メチル—二—ペンタノン、ピネン、ピリジン、フェニルエチルアルコール、一—フェニル—一—キシリルエタン、ブタノール、二—ブタノール、ブタノール、フタル酸ジアルキル、フタル酸ビス(ジエチレングリコール)、フタル酸ブチルベンジル、ブタンジオール、ブチルアミン、sec—ブチルアミン、tert—ブチルアミン、ブチルアルデヒド、一・三—プロパンスルホン、プロピオンアルデヒド、プロピオン酸、プロピオン酸アミル、プロピオン酸エチル、プロピオン酸ブチル、プロピオン酸—n—ペンチル、プロピオン酸メチル、プロピルアミン、ヘキサノール、ヘキサン、ヘキセン、ヘブタノール、ヘブタン、ヘブテン、ベンジラルアルコール、ベンゼン、一・三—ペンタジエン、ペンタノール、ペンタン、ペンテン、ホルムアミド、ホワイトスピリッツ、マレイン酸ジブチル、ミリスチン酸メチル、メタノール、メタリルアルコール、メチルアミン、七—メチル—一・六—オクタジエン、N—メチル—N—ジエタノールアミン、メチルシクロヘキサノン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール、メチルナフタレン、メチルブチノール、メチルブチルケトン、メチルブテノール、二—メチルヘキサン、五—メチルヘキサン—二—オン、メチルヘキシルケトン、メチルヘブチルケトン、メチルペンタノール、二—メチルペンタン、メチルペンチルケトン、二—メチル—一—ペンテン、四—メチル—一—ペンテン、モノ酢酸エチレングリコール、ラウリン酸メチル、

酪酸、酪酸エチル、酪酸ビニル、酪酸ブチル、酪酸メ
チル、リグロイン、硫化ジメチル、硫酸ジエチル又は
硫酸ジメチルを○・一重量パーセント以上含む物

ロ アリルアミン、イソ吉草酸メチル、イソプロペニル
メチルケトン、イソ酪酸イソブチル、イソ酪酸イソブ
ロピル、イソ酪酸エチル、ウンデカン、エチルアルコ
ール、N-エチルトルイジン、ギ酸アリル、ギ酸エチ
ル、ギ酸プロピル、ギ酸ペンチル、酢酸アリル、酢酸
イソプロペニル、酢酸tert-ブチル、ジアリル
アミン、ジイソプロピルケトン、ジエチルケトン、ジ
エチレングリコール、シクロヘキセン、シクロヘプテ
ン、シクロペンタノール、シクロペンタノン、ジプロ
ピルケトン、ジメチルシクロヘキサン、ジメチルスル
ホキサイド、二・三・ジメチルブタン、一・三・ジメ
チルブチルアミン、セバシン酸ジオクチル、セバシン
酸ジブチル、チオフェン、デカン、テトラヒドロチオ
フェン、テルピノレン、トリアリルアミン、トリエチ
レングリコール、乳酸メチル、二硫化ジメチル、三
ヒドロキシブタン-2-オン、ビニルトルエン、ピペ
リジン、三・ブタノール、ブチルメルカプタン、一・
四・ブチンジオール、プロパノール、プロピオン酸イ
ソブチル、プロピオン酸イソプロピル、プロピレンカ
ーボネート、プロピレンジアミン、ヘキシレングリコ
ール、ペンタメチルヘプタン、二・四・ペンタンジオ
ン、ほう酸トリイソプロピル、ほう酸トリエチル、ほう
酸トリメチル、無水酪酸、N-メチルアニリン、二
メチルシクロヘキサノール、メチルビニルケトン、
N-メチルピペリジン、メチルプロピルケトン、酪酸
イソプロピル、酪酸イソペンチル又は酪酸ペンチルを
一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外の有機溶剤（ハロゲ
ン化されたものを除く。）を含む物

ニ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる
処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物で
あって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上

の条件（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない
物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の
二に規定する要件（ベンゼンに係るものに限る。）に
該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸
出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三
に掲げる基準（ベンゼンに係るものに限る。）に適合
しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準
（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

四十 ポリ塩化ジベンゾフラン類又はポリ塩化ジベンゾ
パラジオキシシン類を二・三・七・八・四塩化ジベンゾ
パラジオキシシン当量濃度で○・○一ppm以上含む
物（ポリ塩化ジベンゾフラン類及びポリ塩化ジベンゾ
パラジオキシシン類の二・三・七・八・ポリ塩化ジベン
ゾパラジオキシシン当量濃度は、ダイオキシシン類対策
特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）
第三条に定める方法により算出したものとする。）

四十一 有機ハロゲン化合物（他の号に掲げるものを除
く。）を含む物であって次に掲げるもの

イ 一（アセチルアミノ）一四ブromoアントラキノ
ン、アトラジン、三アミジノチオニクロプロ
ピオン酸メチル、塩酸塩、二アミノニクロプロ
一五ニトロベンゾフェノン、（六R・七R）一七ア
ミノ一三クロロメチル一八オキソ一五チア一
一アザビシクロ（四・二・○）オクターニエン一
一カルボン酸、四メトキシベンジル、（二R）一
（六アミノ一ニ・三ジフルオロフェノキシ）一
プロパノール、二アミノ一三・五ジブromoチオ
ベンズアミド、一アミノ一四ブromo九・十一ジ
オキソ一ニアントラセンスルホン酸、アラクロール、
アリドクロル、アルドリン、イソドリン、イマザリル、
エチル一三・五ジクロロ一四ヒドロキシベンゾア
ート、エチル一三・五ジクロロ一四ヘキサデンシル

オキシカルボニルオキシベンゾアート、エチレンクロ
ロヒドリン、N二「S」一（エトキシカルボニ
ル）一三オキソ一三フェニルプロピル一N二
トリフルオロアセチル一L一リジン、エピクロロヒド
リン、塩化アセチル、塩化アニソイル、塩化アリル、
塩化コリン、塩化パラフィン（炭素数が十から十三ま
でのものに限る。）、塩化ベンジリデン、塩化ベンジル、
塩化ベンゾイル、エンドリン、カプタホール、カンフ
エクロル、クマクロール、クリミジン、クロラール、
クロルジメホルム、クロルデン、クロレンド酸、クロ
ロアセトアルデヒド、クロロアセトン、クロロアニリ
ン、四クロロ一ニアミノトルエン、塩酸塩、四クロ
ロ一三エチル一メチル一五ピラゾールカル
ボニルクロリド、一クロロオクタノール、クロロギ酸
一クロロエチルエステル、一クロロ一三（四
クロロフェニル）ヒドラゾノ一ニプロパノン、ク
ロロ酢酸、クロロジニトロベンゼン、四クロロ一
ニジヒドロ一三H一ニアザアセナフチレン一三
オン、三クロロ一ニジブromoプロパン、一
クロロ一三・三ジメチル一ニブタノン、クロロ
チオギ酸エチル、ニクロロ一五トリフルオロメチ
ルニトロベンゼン、クロロトルイジン、クロロトルエ
ン、ニクロロニコチン酸、クロロニトロアニリン、
四クロロ一ニニトロトルエン、N（二クロロ
一三ニトロ一六ピリジル）アセトアミド、四（二
クロロ一四ニトロフェニルアゾ）一N（二ニシ
アノエチル）一Nフェネチルアニリン、クロロニト
ロベンゼン、クロロピクリン、クロロヒドリン、一
（二六）一クロロ一三ピリジルメチル一イミダゾリ
ジン一ニ（Nニトロ）イミン、クロロファシノン、
四（pクロロフェニル）シクロヘキサカルボン
酸、四クロロ一三フェニレンジアミン、四
クロロ一フェニレンジアミン、三クロロ一ニ
フルオロニトロベンゼン、三クロロ一四フルオロ
ニトロベンゼン、クロロブレン、二クロロプロピオ
ン酸、三クロロプロピオン酸、一クロロヘキササン、

一―ククロロヘブタン、p―ククロロベンジルククロライド、
 p―ククロロベンゾトリククロライド、一―ククロロ二―
 ペンチン、二―ククロロホルミル―一―ピロリジンカル
 ボン酸ベンジル、ククロロメチル||p―トリル||ケトン、
 二―(四―ククロロメチル―四―ヒドロキシ―二―チア
 プリン―二―イル)グアニジン||塩酸塩、二―「(ク
 ロメチル)フェニル」プロピオン酸メチル、(二S)―
 三―ククロロ二―メチルプロピオニル||ククロリド、(二
 S)―三―ククロロ二―メチルプロピオン酸、一―ク
 ロロメチル―一H―ベンゾトリアゾール―五―カルボ
 ン酸メチル、(Z)―四―ククロロ二―(メトキシカル
 ボニルメトキシイミノ)―三―オキソ酪酸、二―ククロ
 ロ酪酸、ケボン、ケレバン、酢酸||一―ククロロホルミル
 一―メチルエチル、酢酸||一―プロモホルミル―
 一―メチルエチル、三塩化ベンジリジン、三・五―ジ
 ミノククロロベンゼン、ジアレート、四塩化珪素、ジグ
 リコールククロヒドリル、シクロヘキセニルトリク
 ロシラン、三・四―ジククロロアニリン、四・五―ジク
 ロロ二―オクチルイソチアゾール―三―オン、ジク
 ロ酢酸、ジククロ酢酸メチル、三・三―ジククロロ四・
 四―ジアミノジフェニルメタン、三・五―ジククロロ
 四―(一・一・二・二―テトラフルオロエトキシ)ア
 ニリン、一・四―ジククロロ二―トリククロシリル―
 二―ブテン、二・四―ジククロロ五―トリフルオロメ
 チルニトロベンゼン、一・四―ジククロロ二―ニトロ
 ベンゼン、二・四―ジククロロ一―ニトロベンゼン、
 二・二―ジククロロ五―ニトロベンゾフェノン、二・
 三―ジククロロピラジン、二・四―ジククロロフェノキシ
 酢酸ジエタノールアミン塩、二・四―ジククロロフェノ
 キシ酢酸ジメチルアミン塩、二・四―ジククロロフェノ
 キシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩、二・四―ジ
 ククロロ三―フルオロニトロベンゼン、一・三―ジク
 ロロ四―フルオロベンゼン、二・三―ジククロロ一―
 プロパノール、二・二―ジククロロプロピオン酸、二・
 三―ジククロロプロピオン酸メチル、ジククロプロモメ
 タン、一・六―ジククロロヘキサノール、二・六―ジククロ

一―三―ペルクロロメチルトルエン、四・五―ジククロ
 二―ペルクロロメチルトルエン、ジククロロベンジジ
 ン、二・三―ジククロロベンズアルデヒド、二・二―ジ
 ククロロ三―ペンタノン、二・四―ジククロロ三―ペ
 ンタノン、二・六―ジフルオロオアニリン、三・四―ジ
 フルオロニトロベンゼン、一・二―ジプロモエチレン、
 二―(二・六―ジプロモ四―ニトロフェニルアゾ)
 一―五―ジエチルアミノアセトアニリド、二・三―ジ
 プロモプロピオン酸、ジプロモメタン、シマジン、臭化
 アセチル、臭化アリル、スルファレート、炭酸||シク
 ロヘキシル||一―ヨードエチル、DDT、二・四―D
 B、デイルドリン、二・二・六・六―テトラクロロシ
 クロヘキサノール、二・二・四・四―テトラクロロベン
 ズフェノン、テトラナトリウム||三―(一・五―ジス
 ルホナート―二―ナフチルアゾ)―五―(六―フルオ
 ロ―四―(三―「二」(ビニルスルホニル)エチルカ
 ルバモイル)アニリノ)―一・三・五―トリアジン―
 二―イルアミノ)―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタ
 レンジスルホナート、テトラヒドロ五・五―ジメチ
 ル―二―(一H)―ピリミジノン「p」(トリフルオロ
 メチル)―α―「p」(トリフルオロメチル)スチリ
 ル「シンナミリデン」ヒドラジン、二・二・三・三―
 テトラフルオロオキセタン、デューロン、テロドリン、
 トキサフェン、トリアジメホン、トリククロロアセチル
 クロライド、二・二・六―トリククロロ六―(一―ク
 ロロイソブチル)シクロヘキサノール、トリククロ酢酸、
 二・四・六―トリククロロ一・三・五―トリアジン、
 二・二・三―トリククロロ三―フェニル―一―プロ
 パンジオール、二・四・五―トリククロロフェノキシ
 酢酸、トリククロロブテン、トリククロロメタンスルフェ
 ニルクロライド、二―トリククロロメチル―五―(四―
 ヒドロキシスチリル)―一・三・四―オキサジアゾ
 ル、トリフルオロ酢酸ナトリウム、二・三・四―トリ
 フルオロニトロベンゼン、トリフルオロメタンスルホ
 ニル||フルオリド、トリフルオロメチルニトロベンゼ
 ン、トリメチルアセチルクロライド、トリメチルクロ

ロシラン、ナトリウム||四―(二・四―ジククロロ―m
 一―トルオイル)―一・三―ジメチルピラゾール―五―
 オラート、ニトロフェン、パラコート、五―「ビス(二
 一―アセトキシエチル)アミノ」―二―(二―ククロロ
 四―ニトロフェニルアゾ)アセトアニリド、四―(p
 一―ビス(二―ククロロエチル)アミノフェニル)酪酸、
 ビス「三・四・六―トリククロロ二―(ペンチルオキ
 シカルボニル)フェニル」||オキサラート、ピバル酸
 ヨードメチル、二―tert―ブチル―五―ククロロ
 六―ニトロベンゾオキサゾール、o―三―tert―
 ブチルフェニル―ククロチオホルメート、プロピレン
 クロロヒドリル、四―プロモ―三―オキソブチロア
 ニリド、一―プロモ―二―ククロロエタン、プロモ酢酸、
 プロモ酢酸エチル、二―(四―プロモジフルオロメト
 キシフェニル)―二―メチルプロピル||三―フェノキ
 シベンジル||エーテル、二―プロモ―二―ニトロプロ
 パン―一・三―ジオール、三―プロモプロピオン酸、
 三―プロモプロピオン酸エチル、(E)―三―「p」(プ
 ロモメチル)フェニル「アクリル酸、(E)―三―「p
 一」(プロモメチル)フェニル」アクリル酸エチル、三
 一―プロモ―二―メチルプロピオン酸、一―プロモ―二
 一―メチル―プロペン、四―プロモ―二―メトキシイミ
 ノ―三―オキソブチル||ククロリド、ヘキサククロシク
 ロヘキサノール、ヘキサククロロブタジエン、ヘキサククロ
 ベンゼン、ヘプタクロロ、ペルフルオロプロポキシ―
 一・一・二―トリフルオロエチレン、四・一―ベンジル
 オキシ―三―ニトロ―二―プロモアセトフェノン、一
 一―ベンジル―二―(ククロロメチル)イミダゾール||塩
 酸塩、ベンゾエピン、N―「β」(ベンゾb)フラン
 一―二―イル)アクリロイル―N―トリククロロアセトヒ
 ドラジド、ペンタクロロナフタレン、ペンタフルオロ
 ヨードエタン、マイレックス、メタンスルホニルクロ
 リド、二―メチル―四―ククロロフェノキシ酢酸、メチ
 ルトリククロロシラン、二―メチル―三―トリフルオロ
 メチルアニリン、メチルフェニルジククロロシラン、メ
 トラクロール、二―メルカプトベンゾチアゾール、モ

ノフルオロ酢酸アミド、よう化アセチル、よう化ア
ル、よう化メチル又は三―ヨードプロピオン酸を○
一重量パーセント以上含む物

ロ IPC、エクロメゾール、エチクロゼート、エピブ
ロモヒドリン、MCP、塩化イソブチリル、塩化ブチ
リル、塩化プロピオニル、塩化ペンチル、塩化クロ
フェナミジン、オキサジアゾン、カーボノレート、ク
ロロフェナミジン、クロロフルアズロン、クロルメ
ート、クロロアセトニトリル、クロロアセトフェノン、
p―クロロ―o―アニシジン、クロロギ酸アリルエス
テル、クロロギ酸イソブチルエステル、クロロギ酸イ
ソプロピルエステル、クロロギ酸エチルエステル、ク
ロロギ酸二―エチルヘキシルエステル、クロロギ酸二
―エトキシエチルエステル、クロロギ酸クロメチル
エステル、クロロギ酸シクロブチルエステル、クロ
ロギ酸フェニルエステル、クロロギ酸ブチルエステル、
クロロギ酸―sec―ブチルエステル、クロロギ酸―
tert―ブチルシクロヘキシルエステル、クロロギ
酸―二―ブトキシエチルエステル、クロロギ酸プロピ
ルエステル、クロロギ酸ベンジルエステル、クロロギ
酸メチルエステル、クロロ酢酸イソプロピル、クロロ
酢酸エチル、クロロ酢酸ナトリウム、クロロ酢酸ビニ
ル、クロロ酢酸メチル、―クロロ―二―ジプロ
モエタン、二―クロロピリジン、クロロブタン、三―
クロロ―一―プロパノール、三―クロロ―二―ブ
ロパンジオール、二―クロロプロピオン酸イソプロピ
ル、二―クロロプロピオン酸エチル、二―クロロプロ
ピオン酸メチル、―クロロ―三―プロモプロパン、
クロロベンジレート、p―クロロベンゾイルクロライ
ド、クロロベンゾトリフルオライド、ケルセン、ジア
リルクロレンデート、CNP、ジクロロジニトロメタ
ン、ジクロロブチン、一・三―ジクロロアセトン、二・
五―ジクロロアニリン、三・五―ジクロロアニリン、
ジクロロエチルホルマール、ジクワット、ジプロモク
ロプロパン、一・二―ジプロモ―三―ブタン、m
―ジプロモベンゼン、臭化アセトン、臭化イソプロピ

ル、臭化エチル、臭化キシリル、臭化ジフェニルメチ
ル、臭化フェナシル、臭化ブチル、臭化―sec―ブ
チル、臭化ベンジル、チオクロルメチル、一・一・二・
二―テトラクロロニトロエタン、二・三・五・六―テ
トラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ(Z)―(一R
S・三RS)―三(二―クロロ―三・三・三―トリフ
ルオロ―一―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロ
プロパンカルボキシラート、トリクロロニトロエチレ
ン、トリクロロ酢酸メチル、二・四・五―トリクロ
フェノキシ酢酸ブトキシエチルエステル、二・四・五
―トリクロロフェノキシ酢酸メトキシエチルエステル、
トリニトロクロロベンゼン、トリニトロフルオレノン、
トリフルオロ酢酸、トリフルオロメタンスルホン酸、
二―トリフルオロメチルアニリン、三―トリフルオロ
メチルアニリン、トリホリン、ニトロプロモベンゼン、
バレリルクロライド、ハロフギノン、BAB、フェニ
ソプロモレート、N―(四―tert―ブチルベンジル)―
四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五
―カルボキサミド、フルオロアニリン、フルオロ酢酸、
フルオロトルエン、フルオロベンゼン、フルスルファ
ミド、プロモ酢酸メチル、三―プロモプロピン、プロ
モベンゼン、二―プロモペンタン、一―プロモ―三―
メチルブタン、プロモメチルプロパン、ヘキサクロ
アセトン、ヘキサクロシクロペンタジエン、ヘキサ
クロロフェン、ヘキシチアゾクス、ペルメトリン、ペ
ンゾトリフルオライド、ベンゾメート、ペンチルトリ
クロロシラン、メチルアリルクロライド、メチルプロ
モアセトン、モノフルオロ酢酸ナトリウム、モノフル
オロ酢酸パラブロマニリド、モノフルオロ酢酸パラ
ブロムベンジルアミド、よう化ブチル、よう化ベンジ
ル、二―ヨードブタン、ヨードプロパン、ヨードメチ
ルプロパン又は六ふつ化アセトンを一重量パーセント
以上含む物

ハ PCT、PCB又はPBBを五十ppm以上含む物
ニ イ、ロ及びハに掲げる有機ハロゲン化合物以外の有
機ハロゲン化合物(他の号に掲げるものを除く。)を含

む物

ホ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる
処分作業を行うために輸出され、又は輸入されるもの
であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、土壤環境基準告示別表の環境上
の条件(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係
るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の
二に規定する要件(シマジン、チオベンカルブ又は
PCBに係るものに限る。)に該当する物

へ ホに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸
出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

(1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三
に掲げる基準(シマジン、チオベンカルブ又はPC
Bに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準
(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係るもの
に限る。)に適合しない物

備考

この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、
第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八
号、第十九号、第二十号及びハ、第二十一号
及びハ、第二十二号、第二十三号及びハ、第二十
四号、第二十五号及びハ、第二十六号イ及びロ、
第二十七号及びハ、第二十八号及びハ、第二十九
号、第三十号及びハ、第三十一号及びハ、第三
十四号及びハ、第三十五号及びハ、第三十六号
及びハ、第三十七号及びハ、第三十八号及びハ、
第三十九号及びハ並びに第四十一号及びハに掲げ
る物であつて、別表第四の中欄に掲げるいずれの試験
においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる
性状を示すことのないものを含まないものとする。

別表第四

試験		性状	
一	付表一に掲げる二・四―ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイルを標準物質とする熱分析試験	発熱開始温度から二十五度を減じた温度(以下この項において「補正温度」という。)の値の常用対数を横軸とし、発熱量の値の常用対数を縦軸とする平面直交座標系に試験結果を表示した場合において、試験物品の発熱量の値の常用対数を当該試験物品の補正温度の値の常用対数に対して表示した点が、標準物質の二・四―ジニトロトルエンの発熱量の値に〇・七を乗じて得た値の常用対数及び標準物質の過酸化ベンゾイルの発熱量の値に〇・八を乗じて得た値の常用対数をそれぞれの標準物質に係る補正温度の値の常用対数に対して表示した点を結ぶ直線上又はこれより上にあること(この場合において、試験物品の補正温度が一度未満であるときは、当該補正温度を一度とみなす。)	
二	付表二の第一に掲げるタグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験(タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において引火点が零度以上八十度以下の温度で測定され、かつ、当該引火点における試験物品の動粘度が	引火点が一気圧において温度六十・五度以下であること。	
三	付表三の第一に掲げる小ガス炎着火試験及び付表三の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験	付表三の第一に掲げる小ガス炎着火試験にあっては試験物品に火炎を接触させてから着火するまでの時間が十秒以内であり、かつ、燃焼が継続すること又はセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験にあっては引火点が一気圧において温度四十度未満であること。	十センチストークス以上である場合にあっては付表二の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験)
四	付表四に掲げる自然発火性試験	試験物品が発火すること又はろ紙を焦がすこと。	
五	付表五に掲げる水との反応性試験	水との反応により発生するガスが発火し、若しくは着火すること又は発生するガスの量が試験物品一キログラムにつき一時間当たり一リットル以上であり、かつ、発生するガスが可燃性の成分を含有すること。	
六	付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験(試験物品が固形状の物である場合に限る。)	試験物品を用いた燃焼試験の燃焼時間が標準物質を用いた燃焼試験の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと。	
	付表六の第二に掲げる硝酸の九十パーセント水溶液を標準物質とする燃	試験物品を用いた燃焼試験の燃焼時間が標準物質を用いた燃焼試験の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと。	
七	付表七の第一に掲げる経口毒性試験	付表七の第二に掲げる経皮膚毒性試験	燃焼試験(試験物品が液状の物である場合に限り。)
八	付表八に掲げる金属腐食性試験	付表七の第三に掲げる吸入毒性試験(試験物品が粉粒状又は煙霧状の物である場合に限り。)	イ 試験物品が固形状の物である場合には半数致死量が二百ミリグラム以下であること。 ロ 試験物品が液状の物である場合には半数致死量が五百ミリグラム以下であること。
		付表七の第三に掲げる吸入毒性試験(試験物品が粉粒状又は煙霧状の物である場合に限り。)	半数致死量が千ミリグラム以下であること。 半数致死濃度が十ミリグラム以下であること。
		付表八に掲げる金属腐食性試験	試験片の侵食度が六・二五ミリメートル毎年を超えること。

備考

- 1 危険物の運搬に関する国連勧告(千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書S T―S G―A C・一〇―一 改定第七版。以下「国連勧告」という。)に規定する基準によりクラス1(火薬類)及びクラス5・2(有機過酸化物)に該当しないと判定される試験物品は、一の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
- 2 国連勧告に規定する基準によりクラス3(引火性液体類)に該当しないと判定される試験物品は、二の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。
- 3 国連勧告に規定する基準によりクラス4・1(可燃性固体)に該当しないと判定される試験物品は、三の

項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

4 国連勧告に規定する基準によりクラス4・2(自然発火性物質)に該当しないと判定される試験物品は、四の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

5 国連勧告に規定する基準によりクラス4・3(その他の可燃性物質)に該当しないと判定される試験物品は、五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

6 国連勧告に規定する基準によりクラス5・1(酸性物質質類)に該当しないと判定される固形状の試験物品は、六の項の中欄に掲げる試験(付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験に限る。)において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

7 付表七の第四に掲げる規定量投与試験において被験動物に死亡例が認められない試験物品は、七の項の中欄の試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

8 経済協力開発機構の化学品テストガイドラインに規定する急性毒性試験は、七の項の中欄に掲げる試験に代替しうるものとみなす。

9 国連勧告に規定する基準によりクラス8(腐食性物質類)に該当しないと判定される試験物品は、八の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

付表
(略)